

○茨城県立医療大学教学マネジメントセンター設置要項

(趣 旨)

第1 この要項は、全学的な教学マネジメント組織の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2 機関の名称は、「教学マネジメントセンター」(以下「センター」という。)と称する。

(構成員)

第3 センターの業務を統括する責任者としてセンター長を置く。センター長は、教員の中から学長が指名する。

2 センター長の業務を補佐する者として副センター長を置く。副センター長は、教員の中から学長が指名する。

3 前2項に掲げる者のほか、センターの構成員として適当数の担当者を置くこととし、教職員の中から学長が指名する。

(任 期)

第4 センター長及び副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

(業 務)

第5 センターは、学務委員会及び大学院研究科委員会と連動し、次の業務を行う。

(1) 教学マネジメントに資するデータ基盤の整備

(2) 教学関連データに基づくカリキュラムの適正な運用及び評価

(3) 教学関連データに基づく教職員の能力開発

(4) その他、本学の教学マネジメントに必要なこと

(事 務)

第6 センターの業務に必要な庶務は、事務局教務課において処理するが、必要と認める場合は、学長が別に定める。

(専門部会)

第7 センターは、第4に定める業務を適切に行うため、必要に応じて専門部会、その他の組織を置くことができる。

(委 任)

第8 この要項に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、学長が別に定める。

付 則

1 この要項は、令和5年7月1日から施行する。

2 茨城県立医療大学教学IRセンター設置要項は廃止する。